

## 2014.4月～ 会員からの質問

本年度会員の皆様からの質問について以下の回答をしました。

**Q1** N学校へ査察が入りました。学校給食について検査をしないとイケないと言われました。年に1回とか3回とか良くわかりません。検査の用紙はないですか？学校で給食の本を見せてもらいましたが、よくわかりません。

「学校給食衛生管理基準」の法律の中に学校給食についてすべて書かれています。

具体的に学校施設と設備によって検査の回数が決められています。施設一年に1回、設備等は每学期毎です。法律と検査用紙は京都府学校薬剤師会のホームページに載せています。詳しい内容については一度見ておいてください。

**Q2** 黒板色票検査はするんですか。どうすればいいか、何処にあるか・・・

基幹校もしくは教育委員会に検査用色票があるか問い合わせてください。

なければ、京都府学校薬剤師会から借りる事が出来ます。貸出用紙はホームページにあります。

具体的な使用方法是検査の色票の箱の中に入っています。

**Q3** 給食調理員の家族がノロにかかりました。学校給食調理員本人は症状が無いのですがどう対応したらいいですか？

厚生労働省は、平成20年6月に「大量調理施設衛生マニュアル」を改正しました。これを受け全国の保健所は、このマニュアルの内容を基にした衛生指導を実施しています。当改正では、冬場の10～3月における検便検査にノロウイルス検査も行うことを推奨しています。(強制ではありません) 症状が出ていない保菌者もいます。高感度検査を実施して確認を行ってください。

**高感度検査**：ノロウイルス検査(糞便や吐物を用いて、電子顕微鏡法、RT-PCR法、リアルタイムPCR法などの遺伝子を検出する方法(検査に要する時間は、**数分から3～5日以上**)

**簡便法**：EIA法、イムノクロマト法(多量(1～2万)のウイルスがないと陽性にならない)

**陽性者復帰の際は**、感染者の拡大や食中毒事故につながる可能性があるため、高感度の検査法で陰性確認を行ってから職場復帰をお願いします。

**Q4** 給食食器に(ノロウイルス?)生徒が吐きました。後の処理についてどの様にしたらいいですか。

可能であれば食器等は、厨房に戻す前、食後すぐに次亜塩素酸ナトリウム液に十分浸し、消毒します。

また、食器等の下洗いや嘔吐後にうがいをした場所等も次亜塩素酸ナトリウム※(塩素濃度約200ppm)で消毒後、洗剤を使って掃除をするようにしてください。

平成26年度学校環境衛生協議会で和歌山県の西前先生が「ノロウイルスの対応について」を講義して頂きました。京都府学校薬剤師会のホームページにPPTが掲載されていますので、ご活用ください。(西前先生の了解は得ています。)

ノロウイルスに関する質問と答のページ(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

**Q5 検定と校正の違いは？**

取引・証明に使用する特定計量器は、計量法に基づく検定を受ける必要があり、合否判定を行って合格したものだけが使用できます。

一方、校正は、校正した結果の数値を記載した「校正証明書」を発行しますが、合否判定は伴いません。校正した計測器等が使用可能かどうかの判断は、計測器ユーザー自身が行うこととなります。

**Q6 校正／検定の有効期間はどのくらいですか**

検定の有効期間は品目ごとに法律で決まっています。校正の有効期間は、計量器・計測器のユーザーが自ら定めて使用することになりますので、校正機関が有効期間を決めることはできません。

**Q7 出産や病気の治療等で数カ月学校へ出向く事が出来ないのですが、どの様に考えたらいいでしょうか**

学校へ行けない事情があり、代理野先生にお願いする場合、基本的に報酬は担当学校薬剤師へ支払う事になっています。また、公務災害給付の保証は担当学校薬剤師だけの対応となっています。よって、他の薬剤師に依頼する場合は、担当学校薬剤師が報酬の一部を支払うようにしてください。また、学校の事務局へも代理の薬剤師が行く事を、事前に知らせておいてください。

**Q8 学校のプール検査は検査の業者が行っています。学校薬剤師が検査しなくていいですか。**

A. 検査の内容によっては、検査機関に出すことが必要な場合があります。(トリハロメタンの検査)

学校薬剤師は学校に来る検査機関の採水方法をよく観察する必要があります。また、採水した検査水の検査結果がすぐに出るのかを学校及び教育委員会に確認を行ってください。異常値が出たら検査時点で注意すべき点はなかったか、またどの様な対策をとるのか、再検査を何時するかを考え、指導助言を行ってください。

文部科学省 北垣先生からは、『安かろう悪かろうで業者を選択しないようにしてください。契約書中に「水質検査の検査結果はすぐに出す」と言う内容を事前書き込んでください。少なくとも、「学校環境衛生基準」について知っている業者をお願いしたい。こちらに(文部科学省)電話で「学校環境衛生基準って何ですか」と問い合わせるような業者は如何か』とこの様に話されました。「学校保健安全法を読んで頂いてる事」を条件にして頂き、しっかりした検査会社をお願いしたいです。

プールの検査について、京都府薬剤師会検査室室長津村先生から、検査結果は次の日に出しています。問題があれば結果が出次第、FAXでお知らせしています。と返答を頂きました。

検査結果がいつ戻ってくるのか、学校薬剤師として児童生徒の水質安全確保のため、担当校の水質について即刻対応できる体制作りが出来ているか来年度予算の事もありますが、再度確認お願いします。